

第7条（甲の義務）

甲は、本契約の有効期間中及び本契約終了後も、乙に対して通知することなく、応募者と直接連絡を取り、又は応募者を採用してはならない。

第8条（紹介手数料）

- 1 紹介手数料については、第1条（1）により甲が乙の紹介した応募者の内定を決定し、応募者が甲の内定承諾を表明した段階で紹介手数料が発生する成功報酬方式とする。
- 2 本件業務によって紹介された日から1年以内において、応募者が甲に入社した場合は、本件業務に該当するものみなして、紹介手数料が発生するものとする。
- 3 甲が乙に支払う紹介手数料は、甲が採用者に支払う報酬額（基本給、諸手当、賞与等を含む）1年分の35%以内に消費税を加算した額とする。なお、甲乙の間で契約期間年数等を鑑み、別途見積書により合意した金額で手数料を決定する。
- 4 乙が甲に紹介した応募者が、自己都合により又は就業規則違反等の応募者の責に帰すべき事由により退職したときは、下記のとおり紹介手数料を甲に返還する。但し、会社都合による一方的な解雇の場合並びに甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。
 - ・入社後1ヵ月未満に退職した場合、紹介手数料の75%相当額
 - ・入社後3ヵ月未満に退職した場合、紹介手数料の50%相当額
 - ・入社後6ヵ月未満に退職した場合、紹介手数料の25%相当額
- 5 前項の返還金は、甲が乙へ当該応募者が退職した旨を通知した日の翌月末までに、甲の指定する金融機関口座への振込により支払い、銀行振込手数料は乙の負担とする。なお、甲乙の協議により、他の採用者にかかる紹介手数料との相殺によることができる。
- 6 第1条（2）のサービスに対する報酬、支払方法等については、甲乙協議の上、都度決定する。

第9条（紹介手数料の請求及び、支払方法）

- 1 乙は、前条に基づき算定された紹介手数料の額を、すみやかに甲に請求する。
- 2 甲は、請求日から30日以内に紹介手数料を乙の指定する銀行口座に振り込む。なお振込手数料は甲の負担とする。

第10条（守秘義務）

- 1 甲及び乙は本契約に関し、契約継続中及び終了後を問わず、相手側から秘密である旨明示のうえ受領し又は開示を受けた情報の一切を、秘密として厳重に管理し、正当な理由なく他人に漏らしてはならない。
- 2 前項にかかわらず、次の各号に該当する情報については守秘義務の範囲外とする。